【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年１月16日
【四半期会計期間】	第32期第３四半期(自　2022年９月１日　至　2022年11月30日)
【会社名】	株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター
【英訳名】	MERCURY REALTECH INNOVATOR Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　陣　隆浩
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目６番１号
【電話番号】	03－5339－0950（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長　　河村　隆博
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目６番１号
【電話番号】	03－5339－0950（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長　　河村　隆博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第31期 第３四半期 累計期間	第32期 第３四半期 累計期間	第31期
会計期間		自 2021年３月１日 至 2021年11月30日	自 2022年３月１日 至 2022年11月30日	自 2021年３月１日 至 2022年２月28日
売上高	(千円)	1,048,544	1,056,973	1,372,800
経常利益	(千円)	172,261	107,258	194,022
四半期（当期）純利益	(千円)	112,785	69,460	131,068
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―
資本金	(千円)	45,400	243,132	241,107
発行済株式総数	(株)	2,400,000	2,744,000	2,735,000
純資産額	(千円)	295,545	725,077	705,242
総資産額	(千円)	597,259	944,992	1,039,995
１株当たり四半期（当期）純利益	(円)	47.19	25.69	54.74
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益	(円)	―	24.64	52.31
１株当たり配当額	(円)	―	―	―
自己資本比率	(%)	49.20	76.55	67.65

回次		第31期 第３四半期 会計期間	第32期 第３四半期 会計期間
会計期間		自 2021年９月１日 至 2021年11月30日	自 2022年９月１日 至 2022年11月30日
１株当たり四半期純利益	(円)	13.11	9.46

(注) １.当社は四半期連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載しておりません。
２.「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第１四半期会計期間の期首から適用しており、当第３四半期累計期間及び当第３四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
３.持分法を適用した場合の投資利益につきましては、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
４.当社は、2021年11月２日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、１株当たり四半期（当期）純利益及び潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益は、第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
５.第31期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、当社は2022年２月25日付で東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から2022年２月期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
６.前第３四半期累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、2021年11月30日時点において当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

２ 【事業の内容】

当第３四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第３四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識しているリスクの発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第３四半期累計期間（2022年３月１日～2022年11月30日）における我が国の景気動向は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束に向かうウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって緩やかに持ち直しております。当社の顧客が属する不動産業界におきましては、金融緩和政策の継続及び円安の進展による海外からの資金流入による不動産価格の高止まりや感染拡大防止のためのテレワークの推進に伴う新たな住宅需要の創出等を背景として、住宅建設は底堅い動きとなっております。

当社が事業展開している三大都市圏においては新築マンションの平均価格が年々上昇を続けており、新築マンション業界においては底堅い推移となっております。

このような事業環境の下、不動産情報提供サービスを行う当社はサービスの拡大を積極的に推進しております。当社の主力事業である新築マンション事業者向けのSaaS型マンションサマリにおいては、当社サービスの利用アカウントの増加に向けた機能強化及び新サービスの開発等を推進しております。また、成長事業と位置付けている不動産仲介事業者向けのサービスであるデータダウンロードサービスにおいては、新規サービスの開発に引き続き注力しております。2022年10月にはインターネットによる各種不動産評価等の情報提供を行っている株式会社タス（本社所在地：東京都中央区、代表者名：絹川善明）と提携し、同社のクライアントである金融機関向けに当社の保有する各種データを提供するべく準備を進めております。

この結果、当第３四半期累計期間の売上高は1,056,973千円（前年同期比0.8%増）、営業利益は104,756千円（同37.7%減）、経常利益は107,258千円（同37.7%減）及び四半期純利益は69,460千円（同38.4%減）となりました。

なお、当社は不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 財政状態の状況

（資産）

当第３四半期会計期間末における流動資産は697,957千円（前事業年度末比147,638千円減少）となりました。これは主に、売掛金が10,784千円増加した一方、法人税等の納税及び自己株式の取得等により現預金が153,147千円減少したことによるものであります。固定資産は247,035千円（同52,635千円増加）となりました。これは主に、前事業年度にSaaS型サービスへ移行したマンションサマリの機能拡充のためのシステム開発を進めたことにより、無形固定資産（ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定）が56,514千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は944,992千円（同95,002千円減少）となりました。

（負債）

当第３四半期会計期間末における流動負債は201,393千円（前事業年度末比104,873千円減少）となりました。これは主に、返済により借入金が51,900千円減少したこと及び未払法人税等が43,810千円減少したことによるものであります。固定負債は18,521千円（同9,963千円減少）となりました。これは主に、返済により長期借入金が9,000千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当第３四半期会計期間末における純資産は725,077千円（前事業年度末比19,834千円増加）となりました。これは主に四半期純利益の計上により利益剰余金が69,460千円、また、新株予約権の行使による新株式発行等により資本金が2,025千円及び資本剰余金が2,050千円増加した一方、自己株式の取得により53,701千円減少したことによるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第３四半期累計期間において、当社の定めている経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第３四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当社が実施してきたマンションバリュー及びデータダウンロードサービスの開発に加えて、プラットフォーム事業における新サービスの開発を実施し、当第３四半期累計期間の研究開発費の総額は46,662千円となりました。

３ 【経営上の重要な契約等】

当第３四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,600,000
計	9,600,000

② 【発行済株式】

種類	第３四半期会計期間末現在発行数(株)(2022年11月30日)	提出日現在発行数(株)(2023年１月16日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,744,000	2,744,000	東京証券取引所グロース	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	2,744,000	2,744,000	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年９月１日～2022年11月30日(注)	9,000	2,744,000	2,025	243,132	2,025	207,732

（注）新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第３四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 54,100	―	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,688,800	26,888	同上
単元未満株式	普通株式 1,100	―	―
発行済株式総数	2,744,000	―	―
総株主の議決権	―	26,888	―

(注) 1. 「完全議決権株式（自己株式等）」欄は、全て当社保有の自己株式であります。
2. 当第３四半期会計期間に行われた新株予約権の行使により、当第３四半期会計期間末における発行済株式総数は9,000株増加しております。

② 【自己株式等】

2022年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター	東京都新宿区西新宿二丁目６番１号	54,100	―	54,100	1.97
計	-	54,100	―	54,100	1.97

２ 【役員の状況】

該当事項はありません。

第４ 【経理の状況】

１ 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

２ 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３四半期会計期間(2022年９月１日から2022年11月30日まで)及び第３四半期累計期間(2022年３月１日から2022年11月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

３ 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年２月28日)	当第３四半期会計期間 (2022年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	631,377	478,230
売掛金	192,221	203,006
仕掛品	5,520	101
原材料及び貯蔵品	95	18
その他	16,418	16,640
貸倒引当金	△38	△40
流動資産合計	845,595	697,957
固定資産		
有形固定資産	※1 18,875	※1 16,687
無形固定資産		
ソフトウエア	86,185	123,643
その他	17,232	36,288
無形固定資産合計	103,417	159,932
投資その他の資産	72,107	70,415
固定資産合計	194,400	247,035
資産合計	1,039,995	944,992

（単位：千円）

	前事業年度 （2022年２月28日）	当第３四半期会計期間 （2022年11月30日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	69,541	73,561
短期借入金	40,000	－
1年内返済予定の長期借入金	26,900	15,000
未払法人税等	54,109	10,298
前受金	7,326	－
前受収益	3,725	33
契約負債	－	4,111
賞与引当金	14,037	26,200
その他	90,628	72,188
流動負債合計	306,267	201,393
固定負債		
長期借入金	27,000	18,000
その他	1,485	521
固定負債合計	28,485	18,521
負債合計	334,752	219,915
純資産の部		
株主資本		
資本金	241,107	243,132
資本剰余金	205,707	207,757
利益剰余金	257,987	327,447
自己株式	△1,250	△54,951
株主資本合計	703,551	723,386
新株予約権	1,691	1,691
純資産合計	705,242	725,077
負債純資産合計	1,039,995	944,992

(2) 【四半期損益計算書】

【第３四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第３四半期累計期間 (自　2021年３月１日 至　2021年11月30日)	当第３四半期累計期間 (自　2022年３月１日 至　2022年11月30日)
売上高	1,048,544	1,056,973
売上原価	502,667	554,825
売上総利益	545,876	502,147
販売費及び一般管理費	377,825	397,390
営業利益	168,050	104,756
営業外収益		
受取利息	1	2
受取和解金	450	1,950
受取配当金	890	890
助成金収入	6,871	－
その他	45	36
営業外収益合計	8,258	2,879
営業外費用		
支払利息	1,300	150
上場関連費用	2,000	－
自己株式取得費用	－	209
その他	747	16
営業外費用合計	4,047	376
経常利益	172,261	107,258
特別損失		
固定資産除却損	0	－
特別損失合計	0	－
税引前四半期純利益	172,261	107,258
法人税等	59,476	37,798
四半期純利益	112,785	69,460

【注記事項】

(会計方針の変更等)

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第１四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

・受託制作のソフトウエア開発

従来、受託制作のソフトウエア開発に関する収益認識は、進捗部分に成果の確実性が認められる契約については、進行基準を適用し、それ以外の契約については、完成基準を適用しておりました。当該会計基準の適用後は、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合を除き、一定の期間にわたり収益を認識する方法へ変更しました。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

・代理人取引

当社の役割が代理人に該当する取引において、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第１四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第１四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、第１四半期会計期間の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当第３四半期累計期間の売上高及び売上原価はそれぞれ7,599千円減少しております。また、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益については増減はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、顧客から受け取った対価につきましては、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」の「前受金」「前受収益」に含めて表示しておりましたが、第１四半期会計期間より「契約負債」として表示することとしました。

なお、収益認識会計基準第89-２項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号　2020年３月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第３四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を第１四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期財務諸表への影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

（税金費用の計算）

税金費用については、当第３四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難ですが、当第３四半期会計期間における当社の事業活動へ与える影響は限定的であります。

したがって、当第３四半期会計期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化・深刻化し、当社の事業活動に支障が生じる場合、翌四半期会計期間以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(四半期貸借対照表関係)

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年２月28日)	当第３四半期会計期間 (2022年11月30日)
減価償却累計額	14,957千円	17,352千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第３四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第３四半期累計期間 (自　2021年３月１日 至　2021年11月30日)	当第３四半期累計期間 (自　2022年３月１日 至　2022年11月30日)
減価償却費	20,009千円	42,675千円

(株主資本等関係)

前第３四半期累計期間(自　2021年３月１日　至　2021年11月30日)

１　配当金支払額

該当事項はありません。

２　基準日が当第３四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第３四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第３四半期累計期間(自　2022年３月１日　至　2022年11月30日)

１　配当金支払額

該当事項はありません。

２　基準日が当第３四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第３四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３　株主資本の金額の著しい変動

当社は、2022年４月14日開催の取締役会決議に基づき、45,000株の自己株式の取得を行いました。この結果、当第３四半期累計期間において自己株式が54,080千円増加し、新株予約権の行使による自己株式の処分を含めて、当第３四半期会計期間末において自己株式が54,951千円となっております。また、新株予約権の行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ2,025千円増加し、当第３四半期会計期間末において資本金が243,132千円、資本準備金が207,732千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社の事業は、不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	財又はサービス			合計
	プラットフォーム事業	デジタルマーケティング事業	その他事業(注)	
一時点で移転される財又はサービス	688,574	256,864	81,455	1,026,894
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	―	―	30,078	30,078
顧客との契約から生じる収益	688,574	256,864	111,534	1,056,973
その他の収益	―	―	―	―
外部顧客への売上高	688,574	256,864	111,534	1,056,973

(注)　「その他事業」にはシステム開発事業及びその他事業を含んでおります。

(１株当たり情報)

１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第３四半期累計期間 (自　2021年３月１日 至　2021年11月30日)	当第３四半期累計期間 (自　2022年３月１日 至　2022年11月30日)
(1) １株当たり四半期純利益	47円19銭	25円69銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	112,785	69,460
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る四半期純利益(千円)	112,785	69,460
普通株式の期中平均株式数(株)	2,390,000	2,703,713
(2) 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益	―	24円64銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	―	―
普通株式増加数(株)	―	114,943
(うち新株予約権(株))	―	(114,943)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

(注) １．前第３四半期累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、2021年11月30日時点において当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

２．当社は、2021年11月２日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っており、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり四半期純利益を算出しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

２ 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年１月16日

株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 秀仁
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桒野 正成

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーキュリーリアルテックイノベーターの２０２２年３月１日から２０２３年２月２８日までの第３２期事業年度の第３四半期会計期間（２０２２年９月１日から２０２２年１１月３０日まで）及び第３四半期累計期間（２０２２年３月１日から２０２２年１１月３０日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マーキュリーリアルテックイノベーターの２０２２年１１月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。